# 競技者資格規程

## (総 則)

- 第1条 公益財団法人日本スケート連盟(以下「本連盟」という。)は、ISU及び日本体育協会スポーツ憲章に基づき本規程を制定する。
- 第2条 本規程における競技者資格を有するものとは、スケートを愛好し、本連盟に競技者(役員・選手)として登録された者をいう。

#### (登録無資格者)

- 第3条 本連盟は、次の者を競技者(細則第24条に規程する第1種から第9種)として登録することはできない。また、すでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取り消さなければならない。
  - (1) スケートで得た名声を本連盟の承認を得ることなしに、商業宣伝のために自らの肖像権を利用し、あるいはその利用を認めたもの。
  - (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会が行う選手強化キャンペーン事業に関し、本連盟と同委員会の契約内容に違反した者。
  - (3) 本連盟の代表として派遣され、I S U選手権及び国際競技会等で、本連盟の指定したユニフォームを着用しなかった者。
  - (4) スケートを行うことによって、I S U 及び本連盟が認めていない金品を受け取った者。
  - (5) ISU諸規程に違反した者及び本連盟が禁止している競技会等に参加した者。
  - (6) 競技者として、本連盟の名誉を傷つけ、あるいは義務に違反した者。
  - (7) 競技会に際して、フェアプレーの精神、スポーツマンシップに明らかに違反した行為を行った者。

## (登録競技者への復帰)

第4条 第3条により無資格者であった者の競技者への復帰は、当該者か所属する加盟団体から の復帰申請書により、本連盟定款細則第36条に規程する登録審査委員会において審査 し、本連盟理事会で認められた場合は登録有資格者に復帰することができる。

#### (申告義務)

第5条 競技者が報道関係者からスケートに関するニュース報道以外の特別取材を受ける場合、

あるいは放送、座談会、映画、演劇等に出る場合または、競技者本人の肖像を使用する 場合はあらかじめ連盟に届出書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

# (協力義務)

- 第6条 競技者は本連盟が、特別の目的を持って実施する事業又はキャンペーン等には、積極的 に協力しなければならない。(契約料、講演料等の配分は賞金等取り扱い規定を適用す る。)
  - (1) 競技者は本連盟の指定した商業マークの着用に積極的に協力しなければならない。
  - (2) 本連盟とタイアップし競技者の肖像を使用したJOCライセンスの商品化、又は、 講演会、講習会等へのイペントには積極的に協力しなければならない。

## (許容事項)

- 第7条 本連盟は、競技会を開催するに当たって、他の団体を共催、後援あるいは協賛者として 加えることができる。
- 第8条 本連盟は、その主催する競技会の放送権を放送局に与え、あるいはスポンサーつき競技 会を開催し、その料金を請求、受領することができる。
- 第9条 本連盟は、スケート用品、用具等の品質確保のため品目を指定し、料金をとって検定、 公認あるいは推薦することができる。

## (補 則)

- 第10条 本連盟の競技者が本規程に抵触すると認められた場合は、定款細則第36条に基づく 登録審査委員会において裁定が行われる。
- 第11条 その他の競技者資格について本規程以外の事項で疑義が生じた場合は、法制部委員会 で検討し、理事会に具申しなければならない。
- 第12条 本規程を改廃する場合は、本連盟の理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は平成7年6月24日から施行する。

なお、昭和61年9月5日付施行されたアマチュア規程を廃止する。

平成10年12月18日 改正

平成13年 3月28日 改正

平成24年 7月 2日 改正